

VI-3 事業及び施策の概要 ～児童相談所～

1 相談業務

(1) 相談種別と内容

児童相談所では、18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や学校をはじめ、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行っている。

相談種別については、養育困難な児童に関する養護相談、虚弱児等に関する保健相談、発達障がい・知的障がい等に関する障がい相談、盗み・家出等に関する非行相談及び不登校等の育成相談の5つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化している。

種 別	内 容	
養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談	
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する児童に関する相談	
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい（※1）、きつ音（※2）、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞、注意欠陥障がい等を有する児童等に関する相談 （言葉の遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。）
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	発達障がいを有するまたはその疑いのある児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為（※3）等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法（以下、「法」という。）第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 （受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についても該当する。）
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙（※4）、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

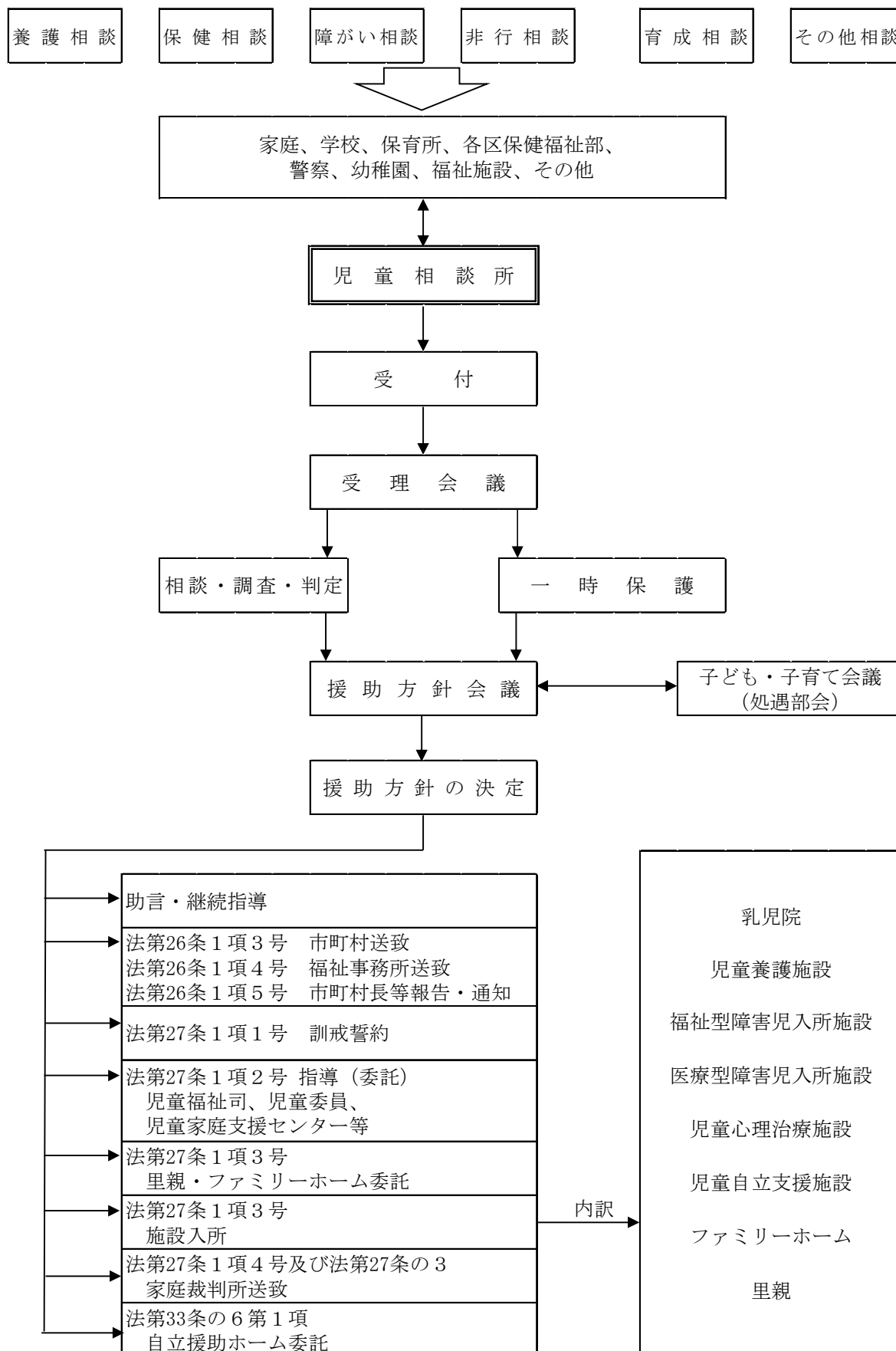
※1 口蓋（がい）裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な問題により正しい発音ができない障がい

※2 短音、音節、若しくは単語を頻回に繰り返したり、長く伸ばすことを特徴とする話し方、又は話のリズミカルな流れを遮る頻回の口ごもりや休止を特徴とする話し方

※3 度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。

※4 言語機能を用いる十分な能力があるにもかかわらず、言語を用いない状態。例えば、家では話せるのに、学校では全く話さないなど。

(2) 相談の流れと関係機関



VI-3-1 相談業務

(3) 受理件数及び措置件数

【年度別受理件数】

(単位：件)

種別 年度	養護相談		保健 相談	障がい相談						非行相談		小 計
	児童虐待 相談	その他の 相談		肢体不自由 相談	視聴覚障がい 相談	言語発達障がい等 相談	重症心身障がい 相談	知的障がい 相談	発達障がい 相談	ぐ犯行為等 相談	触法行為等 相談	
29年度	1,909	1,792	0	252	0	309	52	1,459	337	95	50	6,255
30年度	1,885	2,037	1	253	0	89	38	1,622	398	103	38	6,464
元年度	2,401	2,214	1	285	2	42	43	1,775	367	82	38	7,250
2年度	2,562	2,476	1	245	1	10	36	1,179	375	116	36	7,037
3年度	2,402	2,178	0	225	0	7	34	1,786	494	91	54	7,271

種別 年度	育成相談				その他の 相談	小 計	合 計
	性格行動 相談	不登校 相談	適性 相談	育児・しつけ 相談			
29年度	391	54	8	16	287	756	7,011
30年度	389	49	3	28	544	1,013	7,477
元年度	367	55	0	14	767	1,203	8,453
2年度	378	36	0	18	987	1,419	8,456
3年度	357	41	1	14	988	1,401	8,672

【年度別措置件数】

(単位：件)

種別 年度	面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭 支援セン ター 指導・指 導委託	市町村 指導委託	市町村 送致	保健福祉 部送致又 は通知 (知的障 がい者福 祉司・社 会福祉主 事指導を 含む。)	訓戒・ 誓約	児童福祉 施設			小 計
	助言 指導	継続 指導	他機関 あつせん								入 所	通 所	計	
29年度	4,656	1,075	1	98	0	3	0	0	71	5	168	2	170	6,079
30年度	4,761	1,160	16	107	0	14	0	3	76	1	167	0	167	6,305
元年度	5,504	1,122	17	188	0	9	1	9	73	3	143	0	143	7,069
2年度	4,930	1,226	5	233	0	29	1	3	68	5	119	3	122	6,622
3年度	5,317	1,166	6	211	0	37	1	0	83	6	159	0	159	6,986

種別 年度	指定医療 機関委託	里親 委託	法第27 条第1項 第4号に よる 家庭裁判 所送致	障害児 施設等 への利用 契約	その他	小 計	合 計
29年度	0	72	5	284	578	939	7,018
30年度	0	51	1	145	963	1,160	7,465
元年度	1	57	1	186	1,139	1,384	8,453
2年度	0	58	4	272	1,500	1,834	8,456
3年度	0	68	5	231	1,382	1,686	8,672

(4) 児童虐待

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満の者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害に当たるものである。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）及び心理的虐待の4つに分類・定義されている。

児童相談所における令和3年度の児童虐待認定件数は2,402件で、前年度（2,562件）に比べて160件（6.2%）の減となった。面前DVなどの心理的虐待が、他の身体的虐待、性的虐待及びネグレクトを大きく上回っている。

① 認定状況

ア 相談の内容別

心理的虐待の割合が最も高く、全体の5割以上を占めている。

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計	増減率
元年度	508 (21.2%)	16 (0.7%)	538 (22.4%)	1,339 (55.8%)	2,401 (100%)	27.4%
2年度	481 (18.8%)	21 (0.8%)	583 (22.8%)	1,477 (57.7%)	2,562 (100%)	6.7%
3年度	505 (21.0%)	25 (1.0%)	543 (22.6%)	1,329 (55.3%)	2,402 (100%)	-6.2%

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

イ 主な虐待者

令和3年度は、父によるものが52.3%、母によるものが45.2%だった。

（単位：件）

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
元年度	1,115 (46.4%)	181 (7.5%)	1,038 (43.2%)	11 (0.5%)	56 (2.3%)	2,401 (100%)
2年度	1,124 (43.9%)	188 (7.3%)	1,184 (46.2%)	8 (0.3%)	58 (2.3%)	2,562 (100%)
3年度	1,042 (43.4%)	215 (9.0%)	1,072 (44.6%)	14 (0.6%)	59 (2.5%)	2,402 (100%)

ウ 処遇種別

処遇別では、在宅指導が9割を超えている。在宅指導には助言指導、継続指導、児童福祉司指導等が含まれる。

（単位：件）

	在宅指導	施設入所	里親委託	合計	一時保護入所者数（うち委託分）
元年度	2,316	67	18	2,401	373 (192)
2年度	2,482	65	15	2,562	340 (183)
3年度	2,308	75	19	2,402	328 (167)

エ 主な虐待者と虐待種別

主たる虐待者別に令和3年度の虐待種別をみると、実父による虐待では心理的虐待が最も多く、実母による虐待では、ネグレクトが最も多い。

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
身体的虐待	168	64	255	5	13	505
性的虐待	7	15	2	0	1	25
心理的虐待	792	123	367	7	40	1,329
ネグレクト	75	13	448	2	5	543

② 児童虐待の通告受付状況

ア 通告受付件数

令和3年度の虐待通告件数は1,845件であり、前年度からやや減少した。

	通告件数	増減率
元年度	2,100	40.3%
2年度	2,078	-1.0%
3年度	1,845	-11.2%

※通告件数は世帯単位で計上

イ 通告経路

令和3年度は、警察からの通告が958件と最も多く、近隣住民からは564件と2番目に多い。この2つの経路で、全体の8割以上を占めている。

	家族			親族	児童本人	近隣知人	福祉事務所等	保健センター	保育所等	医療機関	学校等	警察	その他	合計
	父	母	その他											
元年度	29	18	9	29	14	598	19	8	22	28	107	1,150	69	2,100
2年度	13	10	1	30	21	567	44	4	33	28	83	1,187	57	2,078
3年度	12	15	4	22	20	564	22	8	35	23	119	958	43	1,845

※通告件数は世帯単位で計上

③ 児童虐待の相談・対応体制の強化

ア 児童及び虐待した親に対するカウンセリング等を実施している。

また、平成18年度以降、「ペアレントトレーニング」、「ビデオ子育て支援法」等の手法を順次導入し、ケア強化を図っている（（5）家族支援事業参照）。

イ 令和元年10月に緊急対応担当部・課長を新設し、介入機能を緊急対応担当課、支援機能を相談判定一課・二課に分離して、業務を行っている。

児童虐待通告に係る初期対応等は、緊急対応担当部・課長以下、調査担当係長6名、児童福祉司等14名、児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）2名、休日夜間児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）8名体制で行っている。

ウ 通告から原則として48時間以内に児童の安全を確認するため、平成20年度から市内2か所、平成26年度から4か所、平成30年度から3か所、令和2年度からは1か所の児童家庭支援センターに初期調査を委託し、夜間・休日の調査体制を維持している。

また、平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設し、夜間・休日に専門の電話相談員が常駐して、365日24時間体制で運用している。

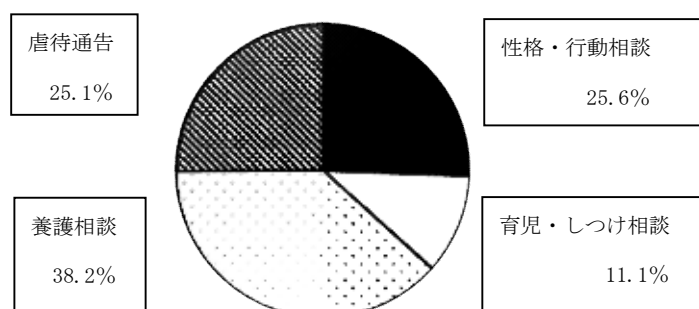
【子ども安心ホットラインの相談状況（相談種別内訳）】

令和3年度中に電話相談員が対応した相談件数は、3,643件。うち、「その他相談」を除いた件数は2,123件である。

（単位：件）

相談種別	件数
虐待通告	533
育児・しつけ	235
性格・行動	543
養護相談	812
その他	1,520
合計	3,643

「相談種別」の内訳（その他相談を除く）



【子ども安心ホットラインの相談状況（曜日別内訳）】

1週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は日曜日で、次いで土曜日であった。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	279	262	258	269	266	377	412

※その他を除いた相談種別の内訳

【子ども安心ホットラインの相談状況（時間帯別内訳）】

日中時間帯以外（16時～4時）で1,321件対応しており、児童相談所の閉庁時間にも多くの相談が入っている。

時間帯	0時～4時	4時～8時	8時～12時	12時～16時	16時～20時	20時～0時
件数	132	109	325	252	661	644

※その他を除いた相談種別の内訳

④ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

ア 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年3月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置した（令和4年4月現在、49機関・団体で構成）。

また、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、おおむね年3回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している（平成23年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更）。

イ 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っている。

ウ 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員や主任児童委員などの各種委員、児童関係施設職員や一般市民を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

登録者（研修受講者）数は、令和4年3月末現在で18,006名。フォローアップ研修も実施し、協力員の意識啓発に努めている。

エ 各区「家庭児童相談室」の設置

平成22年度から、各区の保健福祉部健康・子ども課に担当職員を配置して連携を図っており、平成23年度からは係長職を加え子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置している。

平成28年度、各区に担当職員1名を、令和2年度から4年度にかけて各区に家庭児童相談員1名と児童人口の多い6区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員2名を増員し、各区4～6名体制としている。

⑤ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

ア 地下鉄広告の実施や市内公共施設へのポスター掲出

イ 経済情報誌などに児童虐待防止に関する情報掲載

ウ 北海道、北海道警察及び札幌市とボランティアによる街頭啓発
オレンジリボン入りティッシュの配布を実施

エ 講演会の実施

オ 市内短期大学と提携してイベント会場でのオレンジリボンを配布

カ 街頭大型ビジョンを活用した相談機関の案内

キ 市職員のオレンジリボン着用推進

ク 相談機関案内チラシ配布及びパネル・ポスター展示

ケ 警察と児童相談所による児童虐待対応合同研修の実施

コ 各区における児童虐待防止推進月間に啓発活動の実施

サ 医療機関向けの説明会を実施

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、上記の一部を中止した。

(5) 家族支援事業

平成18年度から子育てに不安を抱えていたり、不適切な養育を行っている保護者に対してペアレントトレーニング等の支援を行ってきた。令和2年度は、従来の保護者支援を見直して家族支援事業として整理した。本事業は児童の家族に家族支援プログラムを実施し適切な養育方法を習得できるよう支援することで、児童虐待の防止及び家族再統合を図ることを目的としている。令和3年度は、7世帯9名に対して家族支援プログラムを実施した。

※ ペアレントトレーニング：子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にし

つけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待の予防を図る。

【家族支援プログラム実施数】

	世帯数	実人数	実施回数
令和元年度	12世帯	17人	32回
令和2年度	9世帯	13人	37回
令和3年度	7世帯	9人	16回

(6) メンタルフレンド事業

平成3年4月に厚生省が定めた「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」のひとつである「ふれあい心の友訪問援助事業」として、平成9年7月から実施しているものであり、さまざまな社会的不適応を示し、家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童相談所が行う訪問指導の一環として行っている。児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することをねらいとしている。

児童の兄又は姉の世代に相当するボランティア学生を「メンタルフレンド」としておおむね週1回派遣することとし、引き続き登録者の確保を進めていく。

【令和3年度実施状況】

メンタルフレンド登録者数	13名
派遣対象児童数	6名
派遣回数	延べ56回

(7) 里親・里子の状況

① 里親制度の意義

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定められているが、児童福祉法では、社会が家庭に替わる養育環境を与える「社会的養護」の担い手として、児童福祉施設と並び里親制度を用意している。

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図るものであり、養育里親・養子縁組里親・専門里親・親族里親の4種類がある。

わが国における近年の社会的養護体制の方向性は「より家庭的な環境での養育」であるが、里親制度は、この方向性に最も即した処遇形態であり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効といわれている。

② 里親・里子の現状

札幌市では、令和3年度末で330組が里親登録している。その内、実際に児童を委託している里親は135組で、委託率は40.9%である。

また、里親等への委託児童数（ファミリーホームへの委託数を含む。）は令和3年度末で250人である。同時点の乳児院・児童養護施設への入所児童数は462人（乳児院：23人、児童養護施設：439人）であり、措置に占める里親等委託率は35.1%となっている。

③ 里親制度の拡充

児童福祉法では、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、子どもと里親とのマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を児童相談所の業務として位置付けている。

札幌市においても、里親制度等普及促進やリクルート・研修・トレーニングなど包括的な里親支援を行うフォスタリング事業や、里親経験者による里親訪問等支援事業（里親家庭訪問支援、里親サロンなど）等を実施するとともに、市内全ての乳児院及び児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置し、施設機能を生かした里親支援を行っている。こうした里親支援策を通じ、さらなる制度拡充や委託の推進・安定化を図っている。

また、札幌市の登録里親で組織する「特定非営利活動法人札幌市里親会」の活動を支援し、里親同士の自助活動に協力している。この里親会では、札幌市の里親支援事業の一部を受託するほか、研修事業・優良里親の表彰等事業など、里親による自助活動・自主的活動の促進に努めている。

なお、一定以上の養育経験を持つ里親等を養育者として、自宅で5～6人の子どもを養育する「小規模住居型児童養育事業（通称ファミリーホーム）」を平成22年度から開始している。里親同様、家庭養護の一形態ながら、里親と施設の中間的な性格を持つ制度であり、令和3年度末で市内に14事業所が設置され、64人の児童が入所している。

【里親・里子の推移】

（各年度末現在）

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録里親数（単位：組）		236	246	262	301	330
養育里親（専門里親を除く。）		178	185	193	224	249
養育里親（専門里親）		29	27	26	29	27
養子縁組里親		17	21	32	37	42
親族里親		12	13	11	11	12
委託里親数（単位：組）		106（※1）	118（※1）	119（※1）	130（※1）	135
札幌児相からの委託		103	113	115	124	130
他児相からの委託		4	7	6	8	5
ファミリーホーム市内事業所数		11	11	11	12	14
里親委託児童数		152	160	168	173	186
市内里親への委託		139	146	154	160	169
市外里親への委託		13	14	14	13	17
ファミリーホーム委託児童数		56	50	56	59	64
市内事業所への委託		53	47	53	56	60
市外事業所への委託		3	3	3	3	4

※1 札幌児相と他児相から同じ里親に委託しているため合計数は一致しない。

(8) 児童家庭支援センター（児童福祉法第44条の2）

児童家庭支援センターは、地域における、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる児童相談所機能を補完する施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談、緊急時の訪問相談や児童相談所と連携した一時保護の実施等を行っている。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる重要な窓口となっており、問題が深刻化する前に対応できることから虐待などの防止にもつながっている。

令和4年4月現在、市内には興正こども家庭支援センター（北区）、羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区）、札幌南こども家庭支援センター（南区）、札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区）、はくよう児童家庭支援センター（西区）の5か所がある。

また、夜間及び休日等における児童虐待通告への初期調査について、令和4年度は興正こども家庭支援センターに業務委託している。

VI-3-1 相談業務

【令和3年度相談援助状況】

種別 相談援助 形態	養護相談			保 健 相 談	心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談					子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計				
興正子ども家庭支援センター（平成12年4月設置）																	
電話相談	327	315	642	3	51	3	2	5	286	307	7	300	900	13	6	36	1,656
来所相談	96	49	145	1	38	0	5	5	171	106	0	94	371	0	0	1	561
訪問相談	44	16	60	0	3	0	0	0	132	60	0	49	241	0	1	0	305
心理療法等	59	47	106	0	3	0	0	0	77	38	0	91	206	0	0	0	315
メール相談	34	3	37	0	23	0	3	3	48	48	0	47	143	0	0	1	207
手紙相談	5	1	6	0	0	0	0	0	7	3	0	4	14	0	0	0	20
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	565	431	996	4	118	3	10	13	721	562	7	585	1,875	13	7	38	3,064
羊ヶ丘児童家庭支援センター（平成17年4月設置）																	
電話相談	1	521	522	22	1	1	0	1	61	20	3	66	150	13	0	608	1,317
来所相談	1	99	100	1	0	0	0	0	1	3	0	2	6	1	0	7	114
訪問相談	0	1	1	1	0	0	0	0	5	0	0	6	11	0	0	0	13
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	2	2	0	0	4	3	7	13	1	1	13	28	1	0	7	45
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	2	623	625	24	1	5	3	8	80	24	4	87	195	14	0	622	1,489
札幌南子ども家庭支援センター（平成22年4月設置）																	
電話相談	17	398	415	0	0	0	0	0	18	45	0	80	143	10	0	34	602
来所相談	2	33	35	0	0	0	0	0	3	14	0	0	17	0	0	0	52
訪問相談	4	19	23	0	0	0	0	0	2	4	0	9	15	0	0	0	38
心理療法等	0	107	107	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	109
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	23	557	580	0	0	0	0	0	25	64	0	89	178	10	0	34	802

【令和3年度相談援助状況】

種別 相談援助 形態	養護相談			保 健 相 談	心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談				子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計	
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談					小 計
札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年1月設置）																	
電話相談	23	708	731	26	1	0	0	0	28	37	8	193	266	4	0	46	1,074
来所相談	1	9	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	11
訪問相談	1	107	108	2	0	0	0	0	9	32	3	35	79	1	0	3	193
心理療法等	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	3	1	0	0	5
メール相談	0	19	19	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	0	1	22
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
小計	25	854	879	29	1	0	0	0	39	70	11	231	351	6	0	50	1,316
はくよう児童家庭支援センター（令和3年4月設置）																	
電話相談	59	340	399	0	4	6	0	6	1	5	0	68	74	0	0	218	701
来所相談	13	10	23	0	0	0	0	0	0	1	0	100	101	0	0	33	157
訪問相談	6	25	31	0	1	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	5	51
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
小計	78	377	455	0	5	6	0	6	1	6	0	182	189	0	0	261	916
合計	693	2,842	3,535	57	125	14	13	27	866	726	22	1,174	2,788	43	7	1,005	7,587

2 判定業務

(1) 診断及び検査の状況（判定数及び相談種別の判定状況）

令和3年度の判定件数は2,972件(表1)で、令和2年度より584件増加している。養護相談が623件で令和2年度より118件減少、非行相談が62件で令和2年度より9件減少している。また、障がい相談が令和2年度より723件増加している。全相談件数8,672件に対する判定率は34.3%となっている。

障がい相談の判定件数増加については、前年度、新型コロナウイルス感染症対策に基づく療育手帳認定（再判定）時期延長措置の終了によるものとする。

次頁表2の療育手帳（再）証明書交付件数の増加も、上記を裏付けるものとなっている。

表1 相談種別判定件数の推移

(単位：件)

相談種別 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護相談	694	688	705	741	623
保健相談	0	0	0	0	0
障がい相談	1,924	1,940	2,006	1,361	2,084
肢体不自由	12	4	12	7	5
視覚障がい	0	0	0	0	0
言語発達障がい等	283	86	38	8	7
重症心身障がい	25	17	25	18	23
知的障がい	1,309	1,470	1,606	1,004	1,600
発達障がい	295	363	325	324	449
非行相談	63	65	47	71	62
ぐ犯行為等	52	55	38	61	43
触法行為等	11	10	9	10	19
健全育成相談	264	220	216	213	201
性格行動	230	194	202	196	183
不登校	22	15	11	13	14
適性	6	2	0	0	1
しつけ	6	9	3	4	3
その他の相談	0	7	6	2	2
合 計	2,945	2,920	2,980	2,388	2,972

表2 諸証明用途別交付状況

(単位：件)

用途	年度	令和2年度			令和3年度		
		新	再	計	新	再	計
療育手帳		470	476	946	541	1,179	1,720
特別児童扶養手当 ：認定診断書		8	0	8	1	3	4
特別児童扶養手当 ：参考用検査結果		55	27	82	149	120	269
障害児福祉手当 ：認定診断書		25	9	34	41	26	67
障害児福祉手当 ：参考用検査結果		9	0	9	21	15	36
障がい児保育		8	0	8	2	1	3
幼稚園判定書		2	1	3	4	1	5
同胞の保育所入所		0	0	0	0	0	0
税控除		0	0	0	0	0	0
高等養護学校受験		4	0	4	2	0	2
就職		0	0	0	0	0	0
1歳6か月児精密検診		0	0	0	0	0	0
3歳児精密検診		0	0	0	0	0	0
5歳児精密検診		0	0	0	0	0	0
その他（その他の精密検診、 通園証明、支援費等含む）		164	20	184	211	31	242
合計		745	533	1,278	972	1,376	2,348

表3 心理学的検査（推移）

(単位：件)

内容 年度	知能検査 ※1	発達検査 ※2	人格検査 ※3	その他 ※4	合計
平成29年度	1,997	486	469	1,078	4,030
平成30年度	1,918	485	314	1,196	3,913
令和元年度	1,977	474	331	1,076	3,858
令和2年度	1,409	353	333	1,073	3,168
令和3年度	2,018	417	255	1,034	3,724

※1 田中ビネー式、鈴木ビネー式、WISC-IVなど

※2 遠城寺式など

※3 PFスタディ、Y-G、ロールシャッハなど

※4 面接、行動観察、プレイなど

(2) 通所指導・心理療法の状況

令和3年度の通所指導数（2回以上）は677件で、指導回数別では5回以内の者が341件で約50%を占めている。これらのケースについては診断・指導方針を示したうえで幼稚園・保育所や学校などの機関と連携を取りながら、経過観察を続けていくものが多い。6回以上の指導を行ったケースは336件で、そのうち10回以上の長期にわたるものは194件である。これらのケースは長期の心理治療・療育指導を必要とするもので、主に非行児・被虐待児などが対象となっている。

平成13年度から、被虐待児の保護者や、強い育児不安を持つ保護者に対して、精神科医師によるカウンセリングを行っている。

被虐待児の保護者に対しては、児童福祉司による指導に並行して、必要に応じて精神科医師によるカウンセリングを行っている。しかしながら、必ずしもカウンセリングに参加した全てのケースが継続して精神科医との面接を望むわけではない。参加の意思を表明しながらも実際には来所に至らない場合も少なからずある。令和3年度のカウンセリングの件数は1件であった。実質的に保護者へのカウンセリングでありながら子どもの診察としてカウントされているケースがかなりあるが、それはこの数字に含まれていない。

表1 通所指導回数内訳（推移） (単位：件)

年度 \ 回数	2	3～5	6～9	10以上	合計
平成29年度	176	152	143	176	647
平成30年度	171	200	188	188	747
令和元年度	102	279	217	172	770
令和2年度	162	229	188	170	749
令和3年度	165	176	142	194	677

表2 長期個別通所指導小・中学生等の状況（6回以上） (単位：人)

種別 区分		心身 障がい	養護	非行	不登校	性格 行動	その他	合計
小学生	男	0	53	1	1	13	0	68
	女	0	38	0	0	3	0	41
	計	0	91	1	1	16	0	109
以上 中学生	男	0	37	14	2	48	0	101
	女	0	58	11	2	18	0	89
	計	0	95	25	4	66	0	190
合計	男	0	90	15	3	61	0	169
	女	0	96	11	2	21	0	130
	計	0	186	26	5	82	0	299

表3 カウンセリング来所件数

(単位：人)

	1回	2～5回	6回以上	合計(件)	累計(回)
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	4	0	0	4	4
令和3年度	1	0	0	1	1

3 一時保護業務

児童相談所では、児童の心身の健全な成長・育成にとって望ましくない環境から児童を保護するため、一時保護業務を行っている。一時保護児童の相談種別は養護、ぐ犯、触法、不登校、性格行動、知的障がい、その他の諸事情に分類され、また、児童の処遇の種類は児童福祉施設入所、里親委託、他の児童相談所等関係機関への移送、家庭引取、その他（就職、施設復帰、その他）に分類される。

一時保護は緊急保護、アセスメント、短期入所指導の必要がある場合に行われる。緊急保護は遺棄や家出、虐待や放任等、保護者の欠如や養育・監護能力の脆弱により健全な育成が阻害される危険があり緊急の保護を必要とする場合、アセスメントは適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合、短期入所指導は短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等が有効である場合で諸条件により他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合にそれぞれ行われる。

一時保護は一時保護所にて行う場合（所内一時保護）のほか、児童養護施設や里親等に一時保護を委託する場合（委託一時保護）もある。

(1) 一時保護の概況

令和3年11月に仮設の一時保護所を開設して定員を拡充したことで、一時保護所在所児童が定員を超過した日数が12日（同105日減）に減少した。

また、子どもの状況に応じて適切な支援を行うため、里親やファミリーホーム、児童福祉施設等の多様な一時保護の場の確保を推進したことで、委託一時保護児童の延日数は12,850日（前年比1,253日増）に増加した。

【所内一時保護児童数の推移（年度中に退所した児童）】

年度	延人員（人）	延日数（日）	1日平均在所児童数（人）	1人平均在所日数（日）	在所児童が定員を超えた日数（日）
平成29年度	382	13,412	36.7	35.1	0
平成30年度	363	14,180	38.8	39.1	0
令和元年度	458	16,356	44.7	35.7	189
令和2年度	459	17,982	49.3	39.2	117
令和3年度	494	17,286	47.4	35.0	12

【委託一時保護児童数の推移（年度中に解除した児童）】

年度	延人員（人）	延日数（日）	1日平均委託児童数（人）	1人平均委託日数（日）
平成29年度	238	8,284	22.7	34.8
平成30年度	346(209)	7,489(7,335)	20.5(20.1)	21.6(35.1)
令和元年度	513(297)	11,717(11,476)	32.0(31.4)	22.8(38.6)
令和2年度	541(358)	11,787(11,597)	32.3(31.8)	21.8(32.4)
令和3年度	514(335)	13,054(12,850)	35.7(35.2)	25.4(38.4)

※ 平成30年度から、警察署からの身柄付通告案件を警察署への委託一時保護と処理することとなり、統計上の実人員及び1人平均委託日数が平成29年度までに比べて大幅に変動している。（ ）内は、平成29年度までの比較用に、警察署への委託一時保護を除いた内数である。

4 家庭児童相談室

平成 22 年度から各区の健康・子ども課に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を配置し、平成 23 年度からは係長職を加えた 2 名体制で「家庭児童相談室」を設置している。

平成 28 年度、各区に担当職員 1 名を、令和 2 年度から 4 年度にかけて各区に家庭児童相談員 1 名と児童人口の多い 6 区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員 2 名を増員し、各区 4～6 名体制としている。

家庭児童相談室は、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査を行うほか、子どもの福祉に関する身近な相談窓口として養育相談等の電話・来所相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施し、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っている。

また、要保護児童等を複数の関係機関等で協議・支援する場である区要保護児童対策地域協議会の事務局として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営している。

国が各市町村に設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」については、支援拠点の中核的機能を果たしている家庭児童相談室に、国が示す職員配置基準を満たす人員数を配置したことから、令和 4 年度より各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けている。

表 1 内容別相談

(単位：件)

種 別	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	発 達 障 が い 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談
令和 2 年度	295	4,739	14	0	0	16	2	6	64	13	2
令和 3 年度	297	6,112	8	0	0	24	3	9	50	14	1

種 別	育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計	（うち、いじめ相談）	（うち、児童売春等）
	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談				
令和 2 年度	155	312	13	30	261	5,922	0	0
令和 3 年度	156	299	8	32	177	7,130	0	0

VI-3-4 家庭児童相談室

表2 年齢別相談

(単位：件)

年 齢	0歳 ～ 6歳	7歳 ～ 12歳	13歳 ～ 15歳	16歳 ～ 17歳	18歳 ～	合 計
令和2年度	3,303	1,760	658	181	20	5,922
令和3年度	4,149	2,036	751	186	8	7,130

表3 要保護児童対策地域協議会実務者会議取扱件数（延べ数）

区	令和3年度							
	児童相談所				家庭児童相談室			
	新規		継続		新規		継続	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
中央区	75	96	135	176	269	388	344	486
北区	54	68	93	145	229	451	297	471
東区	69	102	150	261	263	384	374	607
白石区	37	50	99	145	363	525	540	865
厚別区	19	24	54	89	109	172	157	269
豊平区	30	52	59	96	205	333	264	516
清田区	10	13	14	19	115	182	144	247
南区	32	50	61	83	141	197	159	258
西区	55	78	126	185	114	201	238	450
手稲区	30	45	44	61	99	146	131	208
合計	411	578	835	1,260	1,907	2,979	2,648	4,377

表4 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催回数（延べ数）

区	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央区	56	80	57	85	51	88
北区	30	74	60	135	61	111
東区	69	175	105	254	96	170
白石区	77	97	76	116	71	121
厚別区	30	58	27	50	23	28
豊平区	57	80	60	110	70	135
清田区	32	48	33	58	36	84
南区	34	44	38	64	45	56
西区	42	93	94	163	65	99
手稲区	29	37	25	38	36	53
合計	456	786	575	1,073	554	945

5 療育指導業務

(1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）

平成7年度から実施している本事業は、出生後間もなく判明するダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的としている。事業の内容は、週に1度、児童福祉総合センターにおいて、保育士・心理療法士といった専門スタッフが保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を支援するとともに、育児全般に必要な情報提供等を行っている。

来所経路は、各区保健センターや医療機関からの紹介が主である。

① 登録状況（令和3年度）（単位：人）

年間登録数	延べ出席数	年齢構成	
		0歳	19
22	255	1歳	3
		2歳	0

② 主たる疾患

ダウン症候群(21トリソミー)：22人
その他：0人

(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）

平成9年度に始まった本事業は、児童福祉総合センターのほかに、区保健センターや児童会館等の地域を会場に、保育士・心理療法士といった専門スタッフが小集団での遊びを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じている。また、個々の子どもの最も適切な進路をともに考え、保護者に必要な情報を提供している。

来所経路は、各区保健センターでの乳幼児健診後に紹介されるケースがほとんどである。

① 保健センターなどにおける療育支援事業（月1回 11会場 38グループ）（単位：人）

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
紹介状受理数	90	90	75	82	56	86	29	52	82	60	702
実登録数	122	116	104	105	65	101	32	69	126	61	901
年間延べ出席数	359	220	185	226	179	233	69	170	248	172	2,061

② 児童会館などにおける療育支援事業（週1回 15会場 20グループ）（単位：人）

会場	実登録数	年間延べ出席数
所内さっぽ（児童福祉総合センター）	66	716
外さっぽ（児童会館・区民センター等）	238	2,175
合計	304	2,891

③ さっぽ・こども広場での発達検査所見（単位：人）

自閉症スペクトラム障がい	55
知的障がい	14
注意欠陥多動性障がい	13
言語遅滞	2
その他	32
計	116

※発達検査所見について～

- ・発達検査は保護者の希望により、医師の診断前に実施。よって、所見は疑いや傾向を含む。
- ・複数の所見の場合は、主となる傾向で分類。
- ・その他には、境界線級知能等が含まれる。

6 児童福祉対策事業（各施設については「VII 施設一覧（117 ページ～）」を参照）

(1) 乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

令和4年4月現在、市内に1施設、定員40名、措置23名。

また、子育て短期支援事業として、児童の保護者が、社会的理由（疾病、出産、看護、事故、災害、転勤、出張等）、身体的理由及び精神的理由（育児疲れ、育児不安）により家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を一時的に預かり、養育の支援を行っている（原則として7日以内）。

(2) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上保護を要する児童を入所させて養護し、併せて自立を支援することを目的とする施設。原則として、18歳に達するまで在所することができる（児童の自立のため特に必要がある場合には20歳に達するまで）。

令和4年4月現在、市内に5施設、定員合計228名、措置210名。

また、乳児院と同様に子育て短期支援事業を行っている。

(3) 地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア

現に児童養護施設（本体施設）を運営している法人の支援の下、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立を促進することを目的とする施設。

令和4年4月現在、地域小規模児童養護施設は市内に13施設、定員合計78名、措置62名。分園型小規模グループケアは1か所、定員6名、措置6名。

(4) 児童心理治療施設

軽度の情緒障がいをもつ児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと目的としている。

令和3年4月現在、市内に1施設、定員28名（入所：23名、通所：5名）、措置11名。

(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

家庭で養育できない事情にある18歳未満の要保護児童を少人数（定員5名又は6名）で家庭的な環境の下で養育し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援していく。

令和4年4月現在、市内に16か所、定員合計95名、措置60名。

(6) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を修了し、児童養護施設等を退所した15～20歳未満の児童等（定員5～20人）

に暮らしの場を与え、その中で相談を受けたり生活指導を行ったり、あるいは就業の援助等を行い、社会的自立を促進することを目的としている。

令和4年4月現在、市内に9か所、定員合計57名、措置23名。

【札幌市内児童養護施設等の定員と児童措置数】

(単位：人)

施設種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	定員	児童措置数	定員	児童措置数	定員	児童措置数
児童養護施設	268	245	241	203	228	210
乳児院	40	29	40	20	40	23
地域小規模児童養護施設・ 分園型小規模グループケア	54	52	78	68	84	62
児童心理治療施設	23	11	23	11	23	3
ファミリーホーム	66	52	84	60	95	60
自立援助ホーム	36	12	42	16	57	23
合計	487	401	508	378	527	361

【札幌市外児童養護施設等の児童措置数】

(単位：人)

施設種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	児童措置数	児童措置数	児童措置数
児童養護施設	186	189	151
地域小規模児童養護施設・ 分園型小規模グループケア	14	12	23
児童心理治療施設	1	1	1
ファミリーホーム	3	3	4
自立援助ホーム	9	4	6
児童自立支援施設	9	4	3
合計	222	213	188

※各年度、4月1日時点

※児童措置数は、札幌市児童相談所が措置した人数

- (7) 母子生活支援施設 }
 (8) 助産施設 } 54 ページ参照
 (9) 児童厚生施設 } 26 ページ参照